

議案第 16 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、令和 3 年に公布された地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、整備条例の一部を改正するものです。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例（令和４年条例第２０号）の一部を次のように改正す
る。

附則第２条第２号及び第３号並びに第３条第６項中「第９条第３
項」を「第９条第２項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第16号資料

○地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第20号）

新旧対照表

改 正 案	現 行
(略)	(略)
附 則	附 則
(略)	(略)
(定義)	(定義)
第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。	(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。	(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
(4) (略)	(4) (略)
(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)	(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
第3条 (略)	第3条 (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号) 附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。	6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号) 附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
(略)	(略)